# 【県からの営業時間短縮等要請指定区域外対象】長野市感染拡大防止特別支援金申請受付要項

# 【受付期間】

令和3年4月16日(金)から令和3年5月28日(金)まで ※5月28日(金)の消印有効

注意:受付期間を過ぎますと申請書類の受付ができませんので、必ず期間内にご提出ください。

# 【申請書類の提出方法】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、申請は次の宛先へ**郵送**してください。 なお、<u>封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。</u> 令和3年5月28日(金)の消印有効です。

(提出先) 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地 長野市役所 商工労働課 感染拡大防止特別支援金担当

# 【申請書類の入手方法】

次の方法により、申請に必要な書類等を入手いただけます。

- ・長野市ホームページからダウンロード
- (URL) https://www.city.nagano.nagano.jp/site/covid19-joho/469846.html
- ・長野市役所(第二庁舎 10 階 201 会議室)での受取り

# 【お問い合わせ先】

■支援金の申請に関すること「長野市感染拡大防止特別支援金」担当 長野市 商工観光部 商工労働課 感染拡大防止特別支援金担当

電話番号:026-224-8379

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等のお願いに関すること

長野市 総務部 危機管理防災課

電話番号: 026-224-5006

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

# 長野市商工観光部

# 【県からの営業時間短縮等要請指定区域外対象】 長野市感染拡大防止特別支援金申請受付について

令和3年4月13日

# I 支援金等の概要

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、県からの要請対象区域外に事業所を有し、 県からの要請に準じて、自主的に施設の使用制限・停止(休業又は営業時間短縮)を行った事業者の皆様に、長野市感染拡大防止特別支援金(以下「支援金」という。)を支給します。

この支援金は、<u>県の要請に準じて、令和3年4月2日(金)20時から令和3年4月15日(木)までの間に、自主的に5日以上の休業又は営業時間短縮を行った事業者の方に支給します。</u>

# 2 支給額

### 1施設(店舗)につき、一律20万円

※県の要請に準じて、令和3年4月2日(金)20時から令和3年4月15日(木)までの間に、自主的に5日以上の休業又は営業時間短縮を行っていることが必要です。

※県からの要請対象区域外に複数の店舗をお持ちの場合は、店舗ごとに申請をお願いします。

# Ⅱ 支給対象者

本協力金の対象となる事業者は(1)~(6)の全ての要件を満たす事業者です。

(1) <u>県からの要請を受けた区域外</u>で事業所を管理し、かつ経営していること。 ※以下の地域以外の区域が対象となります。

長野市大字長野、大字南長野、大字三輪、三輪6丁目・7丁目、柳町、大字鶴賀、東鶴賀町、早苗町、南千歳1丁目・2丁目、大字栗田、大字中御所、中御所1丁目・2丁目・3丁目、中御所町4丁目

(2) 下表に定める業種に該当し、かつ、県からの要請に準じて、令和3年4月2日 (金)20時から令和3年4月15日(木)までの間に自主的に5日以上の休業又は営 業時間の短縮を行っていること。

業種	ガイドライン※	要請の内容
接待を伴う飲食店 キャバレー、スナック、キャバクラ 等 飲食店(酒類の提供を行うものに限る)	非遵守	休 業
サイトクラブ、バー、パブ、カラオケボックス、ライブハウス 等 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 令第 11 条第 1 項第 11 号に該当する施設	遵守	営業時間の短縮 (5時~20時)

飲食店(酒類の提供を行うものに限る。) 居酒屋、その他飲食店	非遵守	営業時間の短縮
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行 令第 11 条第 1 項第 14 号に該当する施設	遵守	(5時~20時)

※各業界団体等が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

- (3) 令和3年4月1日(木)以前から、20 時から翌日の午前5時の間に通常営業を行っていること。
- (4) 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可を令和3年4月1日(木)以前に取得していること。
- (5) ガイドラインを遵守し、「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を行っていること。 ただし、令和3年4月2日(金)時点で、ガイドラインの遵守及び「新型コロナ 対策推進宣言」などの表示を行っていない場合は、遅くとも次に定める期限までに、 ガイドラインの遵守及び「新型コロナ対策推進宣言」などの表示を開始すること。
  - ア 営業時間の短縮を行った事業者は、令和3年4月15日(木)
  - イ 休業(自主休業を含む)を行った事業者は、営業再開日(ただし、支援金の申請を行う日までとする)
  - ➤ 業種別ガイドラインについては、下記をご覧ください。 https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20201211
  - ▶ 「新型コロナ対策推進宣言」(ステッカー、ポスターの入手方法等) については、下記をご覧ください。

    <u>希望者には商工会議所、商工会で配布しています。</u>

    https://www.pref.nagano.lg.jp/service/corona\_taisakusengen.html
- (6) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員、又は長野市暴力団排除条例第6条第1項に規定する暴力団関係者等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

また、暴力団関係者等の反社会的勢力が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

# Ⅲ申請手続き等

## 1 申請書類

別表の申請書類を提出してください。提出いただいた申請書類の返却は行いません。 なお、必要に応じて追加書類の提出や説明を求めることがありますので予めご承知 おきください。

### 2 申請書類の入手方法

- (1) 同封書類に在中
- (2) 長野市ホームページからダウンロード

(URL) https://www.city.nagano.nagano.jp/site/covid19-joho/469846.html

(3) 長野市役所商工労働課 (第二庁舎 10 階 201 会議室) での受取り ※8:30~17:15(土日祝除く)

# 3 申請の受付期間と方法

(1)受付期間

令和3年4月16日(金)から令和3年5月28日(金)まで

### (2) 受付方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**申請は次の宛先へ郵送**してください。 なお、<u>封筒の**裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載**</u>ください。 令和3年5月28日(金)の消印有効です。

(宛先) 〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市役所 商工労働課 感染拡大防止特別支援金担当 ※切手を貼付の上、封筒の裏面には差出人のご住所及びお名前を必ずご記載ください。 ※送料は申請者側でご負担をお願いします。

# 4 支援金に関する問い合わせ先

支援金に関するご質問は、次の専用相談窓口にて、ご相談ください。

■支援金の申請に関すること「長野市感染拡大防止特別支援金」担当 長野市 商工観光部 商工労働課 感染拡大防止特別支援金担当

電話番号:026-224-8379

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

■新型コロナウイルス感染拡大防止のための休業等のお願いに関すること 長野市 総務部 危機管理防災課

電話番号:026-224-5006

受付時間:午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

### 5 支援金の支給

長野市において、申請書類を受領後、内容審査の上、申請内容が適正であると確認したときは支援金をお支払いします。5月上旬から順次支給していく予定です。

### 6 通知等

審査の結果、支援金の支給を決定したときは、通知を発送いたします。配達状況によっては、通知が遅れる場合があることをご承知おきください。

なお、口座振込不能などが発生し、お知らせした支払い予定日にお支払いできない場合には別途ご連絡いたします。

また、支援金の不支給を決定したときも、後日、結果について郵送によりお知らせします。

# Ⅳ その他

- 1 支援金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、関係機関への確認及び調査等を実施します。その上で、不正等が発覚した場合は、長野市 感染拡大防止特別支援金交付要綱の規定に基づき、支援金の返還を命じ、警察等の関係機関に報告を行う場合があります。
- 2 1の場合において、必要に応じて、当該事業者名、対象施設などの情報を公表します。
- 3 支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、対象施設の休業等の取組 状況や対象施設の運営等の再開に関する検査、報告又は是正のための措置を求めます。
- 4 不正等の疑惑に関わらず、申請書類に記載された情報について、必要に応じて、関係機関への確認及び調査等を実施します。
- 5 申請書の不備による振込不能等の事由により、支払が完了せず、定める期限までに 申請書の修正の確認ができない場合には、当該申請が取り下げられたものとみなしま す。
- 6 本支援金の支給又は不支給の結果等に関する情報は、必要に応じて、国や長野県などの関係機関に提供します。